

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V経営資源	栽培	飼料作物	食品安全

番号	取組事項
31	過去の米穀や生産環境における重金属の情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認。

A. 解説

飼料安全法により、飼料中の有害物質（残留農薬、かび毒、重金属等）の基準が定められています。基準が定められている重金属等は、カドミウム、水銀、鉛、ヒ素の4種類あり、これらの物質が飼料中に高濃度に含有されると、家畜の健康又はその畜産物を介して人の健康に影響を及ぼす可能性があります。

日本国内には、地域によってカドミウムの濃度の高い土壌が存在します。とくに水稻はカドミウムを吸収しやすく、米穀、稲わらを飼料として販売、供給する場合には吸収を低減する対策がされていることが重要です。

自治体等の情報により、自らの栽培ほ場が該当地域に当たるか確認し、カドミウムがリスクと考えられる地域で米を栽培する場合には、カドミウムの低減対策を行います。カドミウムの吸収を抑制する対策として、以下のような取組があります。

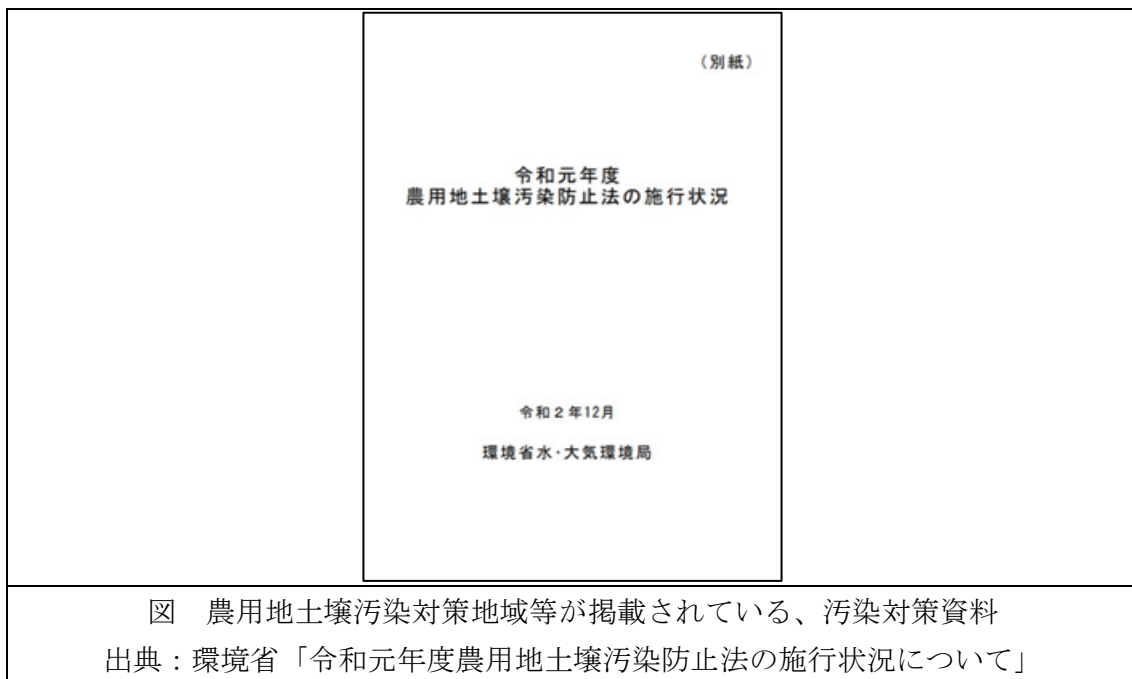
- ・出穂前後3週間、湛水管理を実施する。
- ・土壌のカドミウム含有量を低減するため客土する。
- ・カドミウムを吸収しやすい植物により、植物を活用した浄化を行う。
- ・土壌を洗浄し、カドミウム含有量を低下する。

こうした技術については、「コメ中のカドミウム低減のための実施指針」（農林水産省消費・安全局／平成30年1月改訂版）がありますので、参照してください。

芋がらや牧草、トウモロコシ等の野菜類についても同様に、客土や植物による浄化等を行って、カドミウムの吸収を抑え、飼料中に残留しないよう対策を講じてください。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
31-1	稲わらがカドミウムによって飼料の管理基準を超過するまで汚染。	出穂前後3週間、湛水管理する。 カドミウム吸収効率の高い植物を用い、土壌中のカドミウム濃度を低減する。 客土を行う。 土壌洗浄を行う。



C. 関係する法令等

- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）
- ・飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知）
- ・コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号、29 生産第 1698 号、29 政統第 1404 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- ・食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed (CXS 193-1995)）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V経営資源	土づくり	共通	環境保全

番号	取組事項
32	堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。

A. 解説

農地の土壌は農業生産の基礎であり、地力を増進していくことは農業の生産性を高め、農業経営の安定を図る上で極めて重要です。また、地力の増進は、地球温暖化の進行等が顕在化する中、気候変動の影響を受けにくい安定的な農業生産基盤の確保といった観点からも重要です。

特に、土壌中の有機物は、土壌の物理的、化学的及び生物的性質を良好に保ち、可給態窒素等の養分を作物等に持続的に供給するために重要な役割を果たしています。一方で、土壌中の有機物は徐々に減少していくものであるため、営農の中において土づくりが重要となります。

しかしながら、近年、農地土壌への堆肥等の有機物の施用量の減少等により、農地土壌が有する作物生産機能のみならず、炭素貯留機能、物質循環機能、水・大気の浄化機能及び生物多様性の保全機能の低下が懸念されています。

こうした中、土づくり等を通じた化学肥料、化学農薬の使用量低減や、農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業を推進することが重要になっています。このため、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、以下のような土壌管理を適切に行うよう心掛けてください。

- ・堆肥や有機質肥料、緑肥等の有機物やバイオ炭を土づくりに有効活用するように努める。
- ・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き作物残さ等のすき込みによる土づくりに努める。
- ・樹園地については、堆肥の施用が困難な場合、草生栽培や敷きわらによる有機物の供給に努める。
- ・適地においては不耕起栽培や省耕起栽培の実施により、土壌への炭素貯留や生物多様性保全に努める。 等

また、適切な土壌管理には、現状を把握することが欠かせません。土壌診断や作物診断等を実施し、作物特性やデータに基づいた適正な施肥に努めましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
32-1	土壌有機物の消耗により地力が低下し、作柄が悪化。	堆肥等の有機物の施用により、土壌の物理性、化学性及び生物性の改善を図る。



図1 堆肥散布（提供：富山県）



図2 緑肥すき込み（ヘアリーベッチ）（提供：富山県）

C. 関係する法令等

- ・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）
- ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）
- ・家畜排せつ物の管理の利用の促進を図るための基本方針（令和2年4月30日付け農林水産省公表）
- ・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V経営資源	土づくり	共通	環境保全

番号	取組事項
33	土壌の侵食を軽減する対策の実施。

A. 解説

土壌は降雨や強風によって侵食を受けるため、放置すれば作物を健全に生育させるための作土層が失われます。土壌の性質によって侵食を受けやすい場合があるので、必要に応じて、作物を栽培していない時期に被覆作物を栽培する、防風措置を施す、畦畔や土手が崩れないように維持・強化するなど、土壌の侵食を防ぐ措置を行います。

具体的には、以下のような取組により、土壌を健全に保ち、降雨や強風による侵食を防ぐことで、農産物生産を継続できるようにします。

(取組例)

- ・適地における不耕起栽培
- ・被覆作物の栽培（草生栽培を含む）
- ・植生帯の設置
- ・等高線栽培
- ・風向きを考慮した畝立の実施、防風垣の設置
- ・堆肥の施用等による土壌の保水性・透水性の改善 等

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
33-1	豪雨により、傾斜地ほ場の表土が流亡し作柄が悪化。	等高線栽培を実施する。 土壌の物理性改善によって透水性を向上する。



畦畔を壊すと、土壌侵食がすすみ、表土が流亡します。流亡した土は、他への汚染源にもなり、崩れた畦畔は、労働安全上も危険です。

図1 表土の流出

	腐植の効果 ①土の粒子をくっつけるので、保水性、透水性が良好になります。 ②窒素、リン酸など様々な養分が供給できます。 ③CEC（塩基置換容量）が増加します。
図2 腐植の効果（保水性等改良のイメージ）（提供：富山県）	

C. 関係する法令等

- ・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）
- ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V経営資源	栽培・調製	共通	食品安全

番号	取組事項
34	使用する水の水源を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施。

A. 解説

農産物にとって、水は生育に大きな影響を及ぼします。栽培中に使用する水の汚染は生育不良や農産物の汚染の原因にもなります。また、収穫後に使用する水が汚染されていると、消費者の健康被害に直接つながる可能性があります。水に含まれる危害要因とその危害要因による農産物の汚染の可能性を検討する際には、水源が何か、水源の周辺に水を汚染する可能性のある施設等がないか、どのように使用する（散布、土壌かん注、洗浄、手洗い等）水なのか、いつ使用するのか、水に含まれる危害要因が農産物に吸収され可食部に蓄積するののかといったことを確認します。

大雨、洪水、噴火などの自然災害によって、水源が有害な化学物質や微生物によって一時的に汚染される可能性もありますので、水質に影響する災害が発生した際には、都道府県の普及指導員や農業試験場などの助言、協力も得つつ、用水の検査などを実施し、生産される農産物の安全性を評価します。

水の放射性物質汚染に関し、行政の調査結果を参考に自らが使用している水源について安全性の検討を行います。検討の結果、リスクが高いと判断された場合、使用する水を水道水等に変更する、行政に相談するなどの対策を取ります。

水稻に関しては、ヒ素、亜鉛、銅について農業用水の基準がありますので、参照します。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
34-1	水源の汚染により作物への有害物質の蓄積が発生。	水源を確認し、行政に相談する。 汚染が取り除けない場合は、水源を変更する。

項目	基準値
pH(水素イオン濃度)	6.0～7.5
COD(化学的酸素要求量)	6mg/L以下
SS(浮遊物質)	100mg/L以下
DO(溶存酸素)	5mg/L以下
T-N(全窒素濃度)	1mg/L以下
EC(電気伝導度)	0.3mS/cm以下
As(ヒ素)	0.05mg/L以下
Zn(亜鉛)	0.5mg/L以下
Cu(銅)	0.02mg/L以下

表 農業用水質基準（水稻）

	
図1 汚染源の例（水源近くの工場排水）	図2 汚染源の例（冠水の発生）

C. 関係する法令等

- ・環境基本法（平成5年法律第91号）
- ・水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）
- ・地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	全般	共通	環境保全

番号	取組事項
35	ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理。

A. 解説

農場からは様々な排水が出ます。この排水は環境汚染の原因になるだけでなく、自らの生産工程で使用する水の汚染にもつながります。まずは自らの農場からどのような排水が出ているかを把握します。機械類の洗浄水、農薬散布機器の洗浄水、農薬の残液、農産物の洗浄水、培養液の排液などが考えられます。

排水を直接、河川などに流し込むと水源を汚染してしまいます。排水枡や沈殿槽を設け、泥、残渣等を取り除く、機械類の洗浄場所を水源に影響がない場所に確保するなどのやり方が考えられます。泥や農産物の残渣は、定期的に除去し、排水路が詰まったり、排水が溢れ出したりしないように管理します。

培養液の排液が多かったり、排液中に栄養成分が残ったりしていると、水源の富栄養化の原因となり環境を汚染します。排液中の栄養分を極力少なくしてから排出しましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
35-1	トラクターの洗浄水により河川を濁水で汚染する事故が発生。	洗浄水の排水経路を確認し、水源に流れ込まないよう排水枡、沈殿槽を設置する。 洗浄水が河川に流れ込まない場所に洗浄場所を変更する。
35-2	培養液の排液により水質汚染が発生。	養分を極力植物に吸わせてから排水する。 排液の pH、EC 等を測定し、肥料成分が残っていないことを確認して排水する。



図1 残渣除去の取組

農産物の残渣が水路等を汚さないように、残渣を取り除くための措置を講じます。



機械洗浄等の排水に関しても、周囲を汚染するリスクがない場所を選びます。

図2 洗浄水・排水の取扱い

C. 関係する法令等

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	土づくり	穀物	環境保全

番号	取組事項
36	水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施。

A. 解説

水田代かき後に濁水が用水に流出すると農業用水を濁らせ、防除や施肥、灌水、機械等の洗浄用等に利用できなくなります。また、肥料成分の流出にもなり、水質汚染の原因になります。

対策としては下記のようなものがあります。

- ① 浅水の状態で作かきを実施する。
- ② あぜぬり、あぜシートを利用する。
- ③ 止水板を利用する。

用水への濁水流出を防いで水質・水源を守り、他の農場や周辺の方々に迷惑をかけるようにします。

水田以外の飼料用作物では、番号 33 を参考に土壌侵食、流出の防止に取り組みます。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
36-1	用水路が濁り、防除用、洗浄用、灌水用に利用できない事故が発生。	浅水の状態で作かきを実施する。 あぜぬり、あぜシートを利用する。 止水板を利用する。



図 作業への注意喚起

C. 関係する法令等

- ・地力増進基本指針（平成 20 年 10 月 16 日付け農林水産省公表）
- ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V経営資源	調製	飼料作物	食品安全

番号	取組事項
37	規格・基準に合わない飼料及び飼料添加物の製造・販売等の禁止。

A. 解説

有害な畜産物が生産されること、または家畜等に被害が生じ畜産物の生産が阻害されることを防止するため、飼料安全法において、飼料及び飼料添加物の規格・基準が定められています。規格・基準に適合しない飼料及び飼料添加物を製造・販売等することは、法令上禁止されています。

飼料には残留農薬、かび毒、重金属等の基準が決められています。それらを満たさない飼料は、家畜の健康又はその畜産物を介した人の健康に影響を及ぼす可能性があるため、製造・販売等することは認められません。

こうした事故を防ぐための方法として、生産段階においては、以下のような取組があります。

- ・重金属等による土壌汚染地域ではないことを確認し、番号 30 に従って土壌のリスク評価を行う。
- ・重金属等による汚染の可能性がある場合、とくにカドミウムについては番号 31 等に従って、汚染低減対策を講じる。
- ・使用する水に含まれる重金属等により、家畜の健康又はその畜産物を介した人の健康に影響を及ぼす可能性がある場合は、使用を中止する。
- ・栽培期間中、カビの発生を防止するため、抵抗性品種の選択、適期防除等を実施（番号 38 を参照）する。

飼料添加物とは、次の①から③までの用途を目的に飼料に添加、混合するものをいい、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定します。

- ① 飼料の品質の低下の防止。
- ② 飼料の栄養成分その他の有効成分の補給。
- ③ 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進。

どのような飼料添加物が認められているか、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）のホームページから、一覧により確認することができます。

また、抗菌性物質など一部の飼料添加物は、添加できる飼料の種類や飼料中の添加濃度が定められていますので、遵守する必要があります。

これらの取組を徹底し、汚染事故が生じないように管理します。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
37-1	出荷直前の家畜用飼料への抗菌性飼料添加物の誤添加により、食品衛生法における畜産物中の抗菌性物質の残留基準を超過事故が発生。	抗菌性飼料添加物を添加することができる飼料の種類やその添加量を確認する。 飼料に配合する添加物を記録する。
37-2	残留農薬の基準を超過した飼料原料を出荷し、配合飼料メーカーにて廃棄処分する事故が発生。	表示内容を守って農薬を使用。 飼料用稲の場合、関連通知で定める農薬の種類、使用方法を守って農薬を使用する。 飼料生産に使用する農薬を記録する。

C. 関係する法令等

- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）
- ・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林水産省令第 35 号）
- ・飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知）
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号）
- ・稲発酵粗飼料に係る適正な農薬の使用について（令和 3 年 1 月 14 日付け 2 生畜第 1672 号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知）
- ・農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V経営資源	調製	飼料作物	食品安全

番号	取組事項
38	好気的変敗による変質・カビの発生や異物混入等の防止のための飼料の適切な調製。

A. 取組を必要とする理由や背景

飼料の調製途中での変質、カビの発生や異物混入等によりサイレージの安全性が損なわれないように管理します。

「草地管理指標」では、サイレージでの変質、カビの発生や異物混入を防ぐ方法として以下の取組例を示しています。

(取組例)

- ・刈取り後、速やかな詰込み、脱気、密封を行う。
- ・詰込み材料等の水分含量を調整する。
- ・材料の細切り、踏圧等により詰込み密度を向上し、気密性を確保する。
- ・適期収穫等により材料中の可溶性炭水化物を確保する。
- ・ラップサイレージの場合には、伸張性等に優れたフィルムを選択し、適切に重ね巻きを実施する。
- ・フィルムの破損、鳥害等を防止する。
- ・反すう動物用飼料の場合、製造過程等での動物由来たん白質を混入しない対策を講じる。
- ・嫌氣的発酵を行う場合、カビの発生を防止するため、ピンホール等が生じない様に包装、被覆等を実施する。

こうした取組を実施し、飼料や飼料原料の汚染や異物混入を防止します。飼料作物が乾燥すると固くなり、ラップ等を傷めてピンホールができることがあります。乾燥しないうちに裁断、水分調整、圧をかけて密封し、機密性を維持しましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
38-1	カビが発生し、サイレージの品質が劣化。	刈取った牧草材料は速やかに詰込み、素早く脱気・密封する。 詰込み材料の水分含量を下げる。 材料を細切りし、サイロ内詰込み密度を高める。 ラップにピンホールが発生しないよう、原因となる裁断、固化を防ぐ。 サイレージごとに、開始日を記録する。

番号	【具体例】	【想定される対策】
38-2	サイレージのラップが破損し、異物混入事故が発生。	定期的にラップの破損状況を確認する。 ピンホールが生じない様に、複数回、十分な強度で巻き付ける。 破損がある場合は、識別、分別管理する。

	ラップしたサイレージにも、いつラップしたものか、どのような用途なのか、明記しておくことが大切です。
図1 サイレージのラップ記録	
	ラップが破損していると、好気的な条件になりカビが発生、カビ毒の汚染リスクが高くなります。破損を見つけたら直ちに修復するとともに、破損していたことを記録する等して明確に識別して管理します。
図2 ラップの破損	

C. 関係する法令等

- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）
- ・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林水産省令第 35 号）
- ・草地管理指標（平成 13 年 3 月農林水産省生産局公表）
- ・草地管理指標（平成 15 年 3 月農林水産省生産局公表）
- ・反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について（平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V経営資源	調製	共通	食品安全

番号	取組事項
39	農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施。

A. 解説

ほ場で農産物を収穫、梱包作業をし、直ちに出荷先に運搬、納品しない場合、ほとんどの農場には農産物取扱施設・設備があります。農産物を一時的に保管する冷蔵庫、風乾やキュアリングを行う倉庫、トリミングや選別、包装、梱包作業を行う調製場など、出荷までの予冷や出荷待機場所となります。

農産物取扱施設・設備では、農産物そのものや残渣が虫や動物の餌、かびの栄養源となり得るため、施設内の清掃を徹底するほか有害生物の侵入・発生を防ぐ必要があります。

農産物取扱施設・設備に侵入、発生する有害生物には、昆虫やクモ等の節足動物などの虫類、そ族やハクビシン、アライグマなどの小動物、ハトやカラスなどの鳥類、かびが挙げられます。これらの有害生物による食害、糞便等による病原性微生物の汚染、かびの発生によるかび毒汚染等が生じれば、消費者に健康被害を起こす可能性があります。

これらの防止のため、どのような有害生物が侵入、発生しているか、発生源や侵入経路を調査し、発生源の除去、進入路の閉鎖などの対策を講じます。また、有害生物の侵入や発生が確認された場合には、農産物の汚染を防止する方法で駆除する他、農産物に汚染が生じていないかどうか、必要に応じて検査します。

有害生物の他に、農産物取扱施設・設備内において、小石、ガラス片、金属屑のような異物や、有毒な雑草種子などの混入の可能性についても検討し、異物や雑草種子の混入を防止する対策をとります。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
39-1	ねずみや鳥の施設への侵入と糞による農産物の汚染。	発生しやすい有害生物を把握する。 有害生物の進入路を塞ぎ、物理的に駆除する。 薬剤での駆除は、農産物等に薬剤の影響がないよう保健所又は専門事業者にご相談した上で、実施する。



図1 汚染リスクの低減

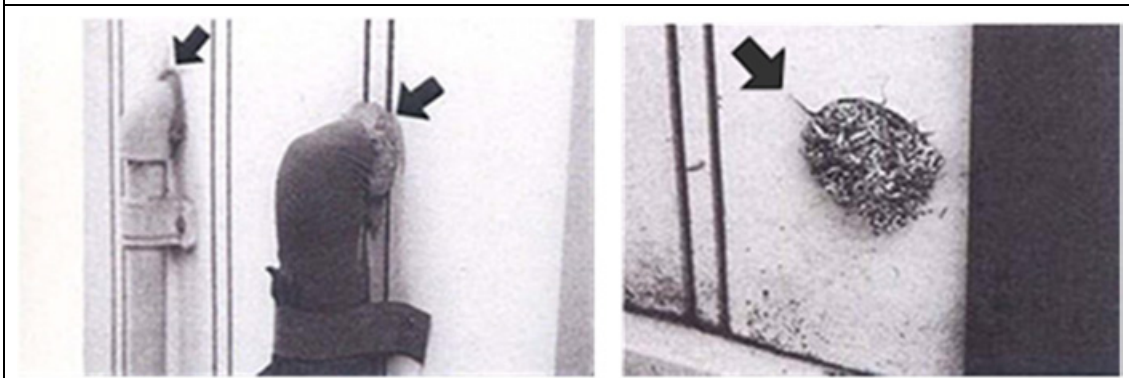


図2 侵入防止対策例

出典：ねずみ駆除協議会資料

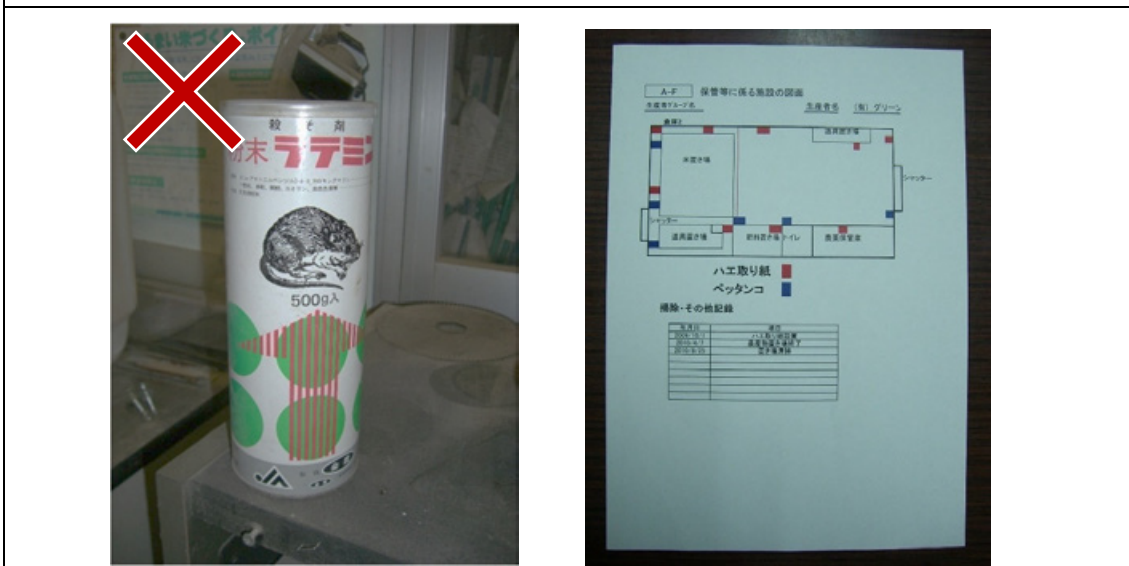


図3 害獣・害虫の侵入対策

農産物の倉庫、冷蔵庫等の保管場所に害獣、害虫等が侵入しないように対策を講じ、さらに農産物に汚染等が生じないような措置により駆除します。殺鼠剤等は、飛散しないようにしても、殺鼠剤にまみれたネズミが倉庫内を徘徊したりして、農産物の汚染源となるので、倉庫内では使用しないようにします。

C. 関係する法令等

- ・飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成 24 年農林水産省）
- ・大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成 5 年 10 月 26 日付け 5 農蚕第 6517 号農林水産省農蚕園芸局長通知）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	調製	共通	食品安全 農場経営管理

番号	取組事項
40	喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施。

A. 解説

喫煙や飲食による農産物への異物混入や汚染を防ぐ必要があります。喫煙場所の指定や分煙は、労働者の健康保護の観点からも重要です。農産物取扱施設に食べかすが落ちていると虫や小動物、鳥類を誘引してしまい、糞便等による汚染やカビが発生する原因ともなります。さらに、アレルギーを含む食べかす等（小麦粉、きな粉等）が、洗わずに食べることもある農産物に混入すると、思わぬ形で消費者にアレルギー症状を引き起こす原因ともなりかねません。

そこで、異物混入や食品安全上の事故を防ぐとともに労働者の健康確保のため、喫煙や飲食する場所を限定し、責任者を決めて場所を管理します。また、喫煙や飲食後に作業場に再入場する際の手順として、手洗い、衣服のローラーがけ、よく叩いて汚れを落とすなどの処置をして、作業に復帰するなどの対策を農場のルールとして定め、リスクを低減するよう徹底します。

また、健康増進法により事務所や工場等の健康増進法上の第二種施設は原則屋内禁煙となっており、屋内で喫煙を認める場合は一定の基準を満たす喫煙専用室の設置が必要となります。

更に、自らの農場でアレルギー物質を含む特定原材料として指定されているような農産物（そば、落花生、ももなど、現在 28 品目）を取り扱っている場合、他の農産物と接触したり、その粉末や小片が誤って他の農産物に混入したりすると、重大な健康被害を引き起こす事故の原因となりかねません。アレルギー物質を含む農産物と他の農産物に共通する工程（同一機械・器具の使用、交差する、接触する可能性がある移動経路、同一の作業等）を確認し、アレルギー物質を含む農産物とその他の農産物が接触（二次接触も含む）する可能性があるか、把握します。可能性があるならば、アレルギー物質を含む農産物との接触をなくす、あるいは、減らす対策を検討します。例えば、アレルギー物質を含む農産物に使用した機械・器具は、清掃、洗浄した上で、次の農産物の取扱いに際して、はじめのうちは押し出し洗浄用として出荷対象としない、などの取組も実施します。

穀物の場合は、前作の穀類や豆類の種子がほ場にこぼれ落ちること等により、雑草化し、異種穀粒としてアレルギー物質を含む農産物の混入が生じる可能性についても十分に注意します。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
40-1	吸い殻や食べかすの農産物への混入。	作業場所から隔離された場所で喫煙や飲食をする。 飲食した後は手洗いし、衣服を着替える、ローラーがけをする、よく叩くなどして、作業場に持ち込まない措置を講じる。
40-2	アレルギー物質を含む食べかすが農産物に混入し、消費者にアレルギー症状が発生。	飲食した後は手洗いし、衣服を着替える、ローラーがけをする、よく叩くなどして、喫食したアレルギー物質を作業場に持ち込まない措置を講じる。 作業者に、アレルギー物質を周知する。
40-3	アレルギー物質となる農産物が他の農産物に接触又は混入し、消費者にアレルギー症状が発生。	作業者に、アレルギー物質を周知する。 アレルギー物質となる農産物とそうでない農産物の分離・識別管理を徹底する。 アレルギー物質に使った後の機器類を徹底して清掃、洗浄する。



図1 作業場所での禁止事項（提供：栃木県）

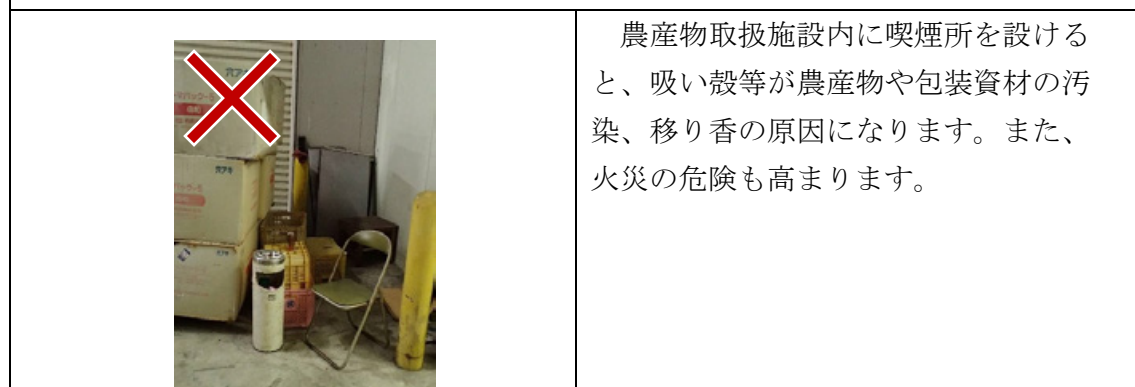


図2 喫煙所の設置場所

	喫煙の際の服装や手をそのままにしておくと、農産物への汚染や異物混入、移り香の原因となるので、喫煙や飲食前後の着替え、手洗い等を徹底します。
図 3 喫煙の際の着替え・手洗いの徹底	
	農産物取扱施設、作業台等にアレルゲンの農産物や有害生物による汚染が発生しないように、使用後や使用しない際には、清掃する、シートを掛ける等の汚染防止対策を実施します。
図 4 清掃、汚染防止対策の実施	

C. 関係する法令等

- ・飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成 27 年 6 月 17 日 付け 27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）